

中間前金払の申請手続きの流れ

中間前金払の認定申請をするときは、あらかじめ対象となる工事であるか、認定要件のすべてに該当する工事であるかを確認のうえ、下記に従い手続きを行ってください。

①中間前金払の選択

受注者は、契約締結時に「太子町中間前金払と部分払との選択に係る届出書（様式第1号）」を発注者（工事担当課）に提出してください。

②中間前金払の認定請求

受注者は「太子町中間前金払認定請求書（様式第2号）」に「太子町公共工事等履行報告書（様式第3号）」及び工程表を添えて、発注者（工事担当課）に提出してください。

③中間前金払認定通知書の交付

発注者（工事担当課）は、提出された工事等履行報告書に基づき要件を満たすものか確認を行い、審査結果を「太子町中間前金払認定・不認定通知書（様式第4号）」により受注者に通知します。

④中間前金払の保証申込

受注者は、要件を満たすものと認定された場合、認定通知書を添えて前払金保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）に対して中間前金払の保証申込をしてください。

⑤保証証書の発行

保証事業会社は、保証証書を受注者に発行します。

⑥中間前払金の請求

受注者は、「太子町公共工事等前払金支払請求書（様式第1号）」に保証事業会社が発行する保証証書を添えて、発注者（工事担当課）に提出してください。

⑦中間前払金の指定口座への振込

発注者（工事担当課）は、受注者の指定する口座へ中間前払金を振り込みます。

⑧中間前払金の払い出しの請求

受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払い出しを請求します。

⑨中間前払金の支払い

金融機関は、保証事業会社との業務委託契約に基づき、受注者へ中間前払金を支払います。